各種届出および被扶養者収入要件のご案内

平素は組合の業務運営にご理解いただき、誠にありがとうございます。 さて、あなたからの届出に基づき組合員証等を発行しましたので、以下についてよくお読みください。

・次の事由が生じたときは、共済組合事務担当課に速やかに届出をしてください。

事由	提出書類
組合員氏名、フリガナの変更、 住所の変更	組合員氏名·住所変更申告書
組合員の性別、生年月日の訂正	組合員資格取得届出書
被扶養者の氏名、フリガナの変更、 被扶養者の別居先の住所変更	被扶養者申告書(変更)
組合員証等を紛失または破損	組合員証等再交付申請書
被扶養者として認定申請するとき (出生、婚姻、離職、収入の減少等)	被扶養者申告書(認定)
被扶養者資格を取消するとき (就職、離縁、収入の増加等)	被扶養者申告書(取消)

・共済事業ガイドブック、ホームページにも届出 について掲載しています。

・届出の用紙は共済組合事務担当課又は共済 組合ホームページ岐阜県市町村職員共済組 合http://www.gifu-kyosai.jpにあります。

被扶養者の認定における「収入要件」

- 1. 被扶養者の収入は、将来に向かって1年間(暦年、年度ではありません)に見込まれる収入を算定し判断します。
- 2. 収入には、**課税・非課税を問わず、すべての恒常的な収入が含まれます。**(※ただし、退職金等の一時的な収入は含まない。) 複数の収入があるときは、それらの合計額になります。
- 3. 被扶養者の収入限度額は下記のとおりで、収入内容に応じて、年額・月額・日額のいずれかを基準とします。

被扶養者の状況	収入限度額(未満)			留意点	
	年 額	1,300,000円	(1)	【被扶養者の収入が限度額未満でも、認定できないことがあります。】 *組合員の収入が少ない、すでに被扶養者が何人もいるなど、組合員が主 たる生計維持者と判断できない場合	
・60歳未満の者	月額	108,334円	(1)÷12ヶ月	*父母夫婦(一方が被扶養者でない場合も含む。)について、下記の父母夫婦(一方が被扶養者でない場合も含む。)について、下記の父母夫婦の合算収入限度額未満でも、父母夫婦の収入が高く、組合員が主たる生計維持者と判断できない場合 *18歳以上60歳未満の者配偶者除く)が求職活動中と認められない場合 ・客観的に見て、希望先への就職が非常に困難な職をめざす者 ・プロになっても自立できる収入をすぐに得られることが明らかでない職をめざす者 【被扶養者の収入が限度額未満でも、認定ができません。】	
	日額	3,612円	(1)÷360日		
-60歳以上の者	年額 1,800,000円 (2)		(2)	*18歳以上60歳未満の求職活動中の者(配偶者除く)で、次に該当する場合 ・正式採用を目的とするアルバイト等(見習い・修業中など)の試用期間中 ・父母夫婦ともに60歳未満で求職活動中 *別居の被扶養者への毎月の金銭援助が少なく、組合員が主たる生計維持	
-60歳未満の障 がいを支給事 由とする公的	月額	150,000円	(2)÷12ヶ月	者と判断できない場合 *父母夫婦の総収入が合算収入 限度額以上の場合(収入が少	
年金受給者	日額	5,000円	(2)÷360日	な い[一人では限度額未満]一方 についても認定できません。) (1) + (2) = 310万円 (2) + (2) = 360万円	

4. 被扶養者に収入があるときは、それぞれの収入額を次のように判断します。

被扶養者の状況	収入額の判断	提出書類					
給与収入	・給与所得控除前の「総支給額」で判断します。(交通費等の諸手当含む。) ・「年額」での判断と、「月額」での判断があります。	・給与所得の源泉徴収票・給与収入に係る年間収入推計額明細書					
	・「月額」は、毎月の収入がおよそ一定の場合は、実額で判断し、毎月の収入が一定していない場合は、3ヶ月の平均で判断します。 ・ボーナスも収入とみなし、 各月に振り分けます。	【※勤務先の証明が必要です。】					
事 業 収 入 (営業収入) (農業収入)	・事業収入における必要経費は所得税法上の経費とは異なり、社会通念上 その収入を得るために明らかに必要と認められる経費のみとします。 「事業収入」=「総収入」-「必要経費」	・確定申告書の写及び収支内訳書の写 ・不動産賃貸契約書の写 〔必要経費が記載されているもの〕					
(不動産収入) (その他)	*必要経費(農業収入以外) = 売上原価・給料賃金・水道光熱費・修繕費・消耗品費 *農業収入の必要経費 =雇人費、種苗費、素蓄費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、諸材料費、修繕費 ・収入が前年と同程度の場合は、前年の収入(確定申告書および収支内訳書)を基に判断し、前年の収入と著しく異なる場合は、帳簿の写、申立書を基に判断します。						
利子·配当収入	・株式配当などが対象になります。	・収入額がわかるもの					
年金収入	・月額で判断します。 ・老齢年金、障がい年金、遺族年金、恩給など、すべての年金を対象とします。(年金基金など企業年金も含む。)	・年金証書の写・年金改定通知書の写・年金振込通知書の写					
雇用保険の 基 本 手 当	・「基本手当日額」 で判断します。 ・基本手当等の総給付額が収入限度[年額]未満でも、収入限度[日額]以上の給付を受給している間は、被扶養者として認定できません。 ・基本手当等以外に年金収入等がある場合、給付日額の限度額は他方の収入額に応じて変動します。	・雇用保険/受給資格者証の写 (第1面〜第4面) ・雇用保険/受給期間延長通知書の写					
傷病手当金	・支給 日額 で 判断します。 「例]60歳以上の年金受給者の場合 180万円-年金収入額=Aとすると A÷360日= <u>給付日額の限度額</u>	・支給明細書の写 〔日額、支給期間が載ったもの〕					

5. 収入限度額以上になったときの扶養取消日は、次のいずれかの日となります。

給与収入	・他の健康保険等に加入した日、勤務を始めた日または契約変更日。		
	・年間収入が、収入限度額〔年額〕以上となった年の1月1日。		
	・給与の3ヶ月平均が、収入限度額[月額]を超えた月の初日。		
事業収入	・事業を始めた日。(開業日、不動産賃貸契約締結日など)		
	・収入限度額〔年額〕以上となった年の1月1日。		
	ただし、経営移譲・契約件数の増加等により収入超過日が明らかな場合は、その日。		
年金収入	・新規決定の場合:年金証書に記載の通知年月日。		
	・年金額改定(増額)の場合:改定通知書に記載の通知年月日。		
雇用保険の	・収入限度[日額]以上の額の支給開始年月日。(基本手当受給資格者証に記載の基本		
基本手当	手当「認定〔支給〕期間」の初日。)		
傷病手当金	・収入限度[日額]以上の額の支給開始年月日。(傷病手当金支給決定通知書に記載の		
	傷病手当「支給期間」の初日。)		

複数の収入が あるときは合算 して判断

扶養取消の届出が遅れると、遡及取消になり医療費を返還していただくことがあります。 収入限度額以上となったときは、遡及取消となることのないように速やかに扶養取消の手続きをしてください。 また、日頃から被扶養者の収入状況の把握に努めるようにしてください。